

技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数、年齢、平均給与等及び民間データー

区 分	公務員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
南伊豆町	51.9歳	21人	248,267円	259,286円	—	—	—	—	
うち用務員	53.4歳	7人	246,357円	257,500円	—	用務員	54.5歳	214,000円	1.2
うち学校給食員	50.9歳	10人	254,710円	265,400円	—	調理士	42.1歳	279,300円	0.95
うちその他技能労務職	49.7歳	4人	235,500円	247,125円	—	—	—	—	

*「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給料の平均である。

*「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当の額を合計したものである。

*民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成18年～20年の3ヶ月平均)

*技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

(単位:人)

年齢	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	総計
南伊豆町						1	1	3	3	7	6		21
うち用務員									2	2	3		7
うち学校給食員						1		3		4	2		10
うちその他技能労務職							1		1	1	1		4

*その他技能労務職は、保育所配置の調理員である。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)2級までを適用。

イ 昇給基準

毎年1月1日に4号給(55歳を超える職員については2号給)を基本に昇給する。

2 取組の基本的な方針

小中学校再編が予定されているため、臨時職員対応とする。

新規職員は採用しない。

3 具体的な取組内容

平成12年度から、新規職員を採用していない。また、退職者不補充の基本方針から、今後は業務の民間委託や事務事業の見直しを積極的に推進していく。